



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月4日(火) 第9703号

目次

ページ

告示

○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
○道路の供用開始(同)	3

公告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	3
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	3
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(同)	4
○開発工事の完了(建築課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	梨木香林線	桐生市新里町野字蛭川54番の2地先から同市同字東畑31番の1地先まで	前	6.1~11.9	246.0
			後	10.7~21.0	246.0

◎群馬県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	梨木香林線	桐生市新里町野字蛭川54番の2地先から同市同字東畑31番の1地先まで	令和元年6月4日

◎群馬県告示第43号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	笠懸赤堀今井	桐生市新里町野字前畑295番の5地	前	7.6~16.9	763.1

線	先から同市同字峯岸598番の1地先 まで	後	10.7~20.9	763.1
---	-------------------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	笠懸赤堀今井線	桐生市新里町野字前畑295番の5地先から同市同字峯岸598番の1地先まで	令和元年6月4日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年5月23日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伊勢崎西部スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名 平林知巳
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市連取町3038番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は広く一般市民に対し、スポーツクラブ運営やスポーツ教室、スポーツ交流大会などに関する事業を行い、誰もが気軽に、身近にスポーツ活動に参加できる環境を整え、市民の健康・体力増進、地域・世代を超えた新たなコミュニティー創出を図り「スポーツで元気なまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により八坂堰土地改良区の定款の変更を令和元年5月23日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営赤城西麓上狩野土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年6月5日から同年7月2日まで
- 3 縦覧に供する場所 渋川市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年6月4日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字箱石356-4	佐波郡玉村町大字五料898番地1 栗田雅和、栗田純子
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字陣屋1929-3、1929-5、1929-6	邑楽郡邑楽町大字篠塚1929番地2 上武智樹
3	佐波郡玉村町大字樋越684-1	伊勢崎市宮子町3543番地6 サンヒルズA-102 黒岩愛実、黒岩洋平
4	安中市原市字八本木野間北1990-1、1990-2、1991、1992-1、1993、2007、2007-2、2010-1、2021-1	安中市安中1-23-13 安中市長 茂木英子

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111